

広島県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年七月三日までの間、縦覧に供する。

令和七年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福山市新市町大字戸手二四六〇番一地从先から 福山市新市町大字新市二九〇番一地从先まで	新	二八・八〇 五三・六〇	一二・〇〇 四一・四〇	九三八・四〇	拡張
	旧	一〇・六〇 三三・〇〇	一三九・〇〇		

一 道路の種類

県道

二 路線名

松永新市線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福山市新市町大字戸手一九三番三地从先から 福山市新市町大字戸手一六七番四地从先まで	新	一〇・六〇 三三・〇〇	一二・〇〇 四一・六〇	一三九・〇〇	拡張
	旧	一〇・六〇 三三・〇〇	一三九・〇〇		

一 道路の種類

県道

二 路線名

下御領新市線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福山市新市町大字戸手五九二番一地从先から 福山市新市町大字戸手六〇二番一地先まで	新	一 二 ・ 〇 〇	一 二 ・ 〇 〇	一 二 ・ 〇 〇	拡張
	旧	二 八 ・ 〇 〇	二 二 ・ 〇 〇	二 三 ・ 〇 〇	